

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 金融商品の時価に関する開示項目

I. 本資料の目的

1. これまでの審議では、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。別紙参照。）における 11 の開示項目について開発する基準において適用することの是非を検討してきており、これまでの議論の方向性及び残された主な論点は下表のように整理できる（下線は論点を示している。）。

開示項目	方向性・主な論点
(1) 公正価値のレベルごとの残高	開発する基準において適用する 帳簿価額が時価の近似値となる金融商品は、時価の開示対象から除き、その結果として、本検討の対象からも除く
(2) レベル 1 とレベル 2 の間の振替	開発する基準において適用しない
(3) 使用した評価技法及びインプットの説明	開発する基準において適用する
(4) 評価技法の変更及びその理由	開発する基準において適用する
(5) ポートフォリオの例外規定を適用する場合、その旨	重要な会計方針として開示されるものであるため、開示項目としては記載しない
(6) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報	開発する基準において適用する
(7) 期首残高から期末残高への調整表	<u>購入、売却、発行及び決済額の開示</u>
(8) 純損益に認識した未実現損益	開発する基準において適用する
(9) 企業の評価プロセスの説明	開発する基準において適用する
(10) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明	開発する基準において適用する
(11) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響	開発する基準において適用しない

本資料は、論点の残されている(7)の開示項目について、それぞれの論点を追加的に検討することを目的としている。

2. また、第 396 回企業会計基準委員会（2018 年 11 月 9 日開催）及び第 137 回金融商品専門委員会（2018 年 11 月 16 日開催）において提示した企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」

という。)における時価に関する開示を追加する文案を基礎として、仮に本資料の開示項目に関する提案によった場合の修正案も示している。

3. なお、検討にあたっては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)第40-2項及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)第3項及び第4項における次の定めがあることを前提としており、また四半期開示は、別途検討を行う予定である。

- (1) 重要性が乏しいものは注記を省略することができる。
- (2) 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

II. 論点に関する追加的検討

期首残高から期末残高への調整表

(これまでの審議において聞かれた意見)

4. IFRS第13号では、貸借対照表において公正価値で測定される資産及び負債のうち、公正価値のレベル3に区分されるものについて、次の金額を調整表の中で区別して開示することが求められている(IFRS第13号第93項(e))。
 - (1) 当期純利益又はその他の包括利益に認識した利得又は損失の額
 - (2) レベル3からの振替額
 - (3) レベル3への振替額
 - (4) 購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額
5. 第396回企業会計基準委員会及び第137回金融商品専門委員会以前の審議においては、第4項(4)の購入、売却、発行及び決済額について、売買目的有価証券及びデリバティブについては、購入、売却、発行及び決済額を個々に区別せず純額で表示すること認める方向で検討が進められてきた。

一方で、その他有価証券については方向性が定まっていなかったため、第396回企業会計基準委員会及び第137回金融商品専門委員会では、各変動理由の有用性を分析した上で、次の3つの代替的な案を提示した。

- (1) その他有価証券についても、購入、売却、発行及び決済額について純額での開示も認める（以下「案(1)」という。）。
 - (2) その他有価証券については、増加要因（購入及び発行の合計）と減少要因（売却及び決済の合計）の別での開示も認める（以下「案(2)」という。）。
 - (3) その他有価証券については、IFRS 第13号と整合的に、購入、売却、発行及び決済額の別での開示を求める（以下「案(3)」という。）。
6. その上で、有用性とコストのバランスから案(2)を採用することを提案し、本開示項目を開発する基準において適用するうえでは、全体として次のことを提案していた。
- (1) 第4項の各変動理由のそれぞれの情報について、調整表において開示することを求める。ただし、その他有価証券については、増加要因（購入及び発行の合計）及び減少要因（売却及び決済額の合計）それぞれの金額で開示することも認める。さらに、売買目的有価証券及びデリバティブについては、購入、売却、発行及び決済額を個々に区別せず純額で開示することも認める。
 - (2) 一般的な重要性の適用による場合を除き、表形式によらない説明を認めるための特段の定めは設けない。一般的な重要性の適用により表形式によらない説明が認められるのは、レベル3の金融商品の残高の期首から期末までの変動の大部分が、単一の変動理由によって説明できる場合に限られる。
7. これに対して、第396回企業会計基準委員会では、以下の意見が聞かれている。
- (1) 調整表の有用性についてはそもそも懐疑的である。仮に日本基準に導入する場合には、購入、売却、発行及び決済について案(1)と案(2)で比較すると、案(1)を採用すれば財務諸表の作成・検証のコストが大幅に削減されると思われる。案(2)では増減それぞれについて検証が必要であるのに対し、案(1)であれば残高から逆算できるためである。また、案(2)の増減の情報についても、追加的に企業にヒアリングを行うなどしない限り有用な情報を提供できないと思われる。コストとベネフィットのバランスからは案(1)が望ましいのではないかと。
 - (2) その他有価証券について増減の別で開示する案(2)の情報の有用性については懐疑的である。最終的な残高が変動しない中で増加及び減少があったことが把握できても、そこからどのような情報が汲み取れるのか疑問であり企業の投資行動は把握できないのではないかと。有用性について追加的な分析を行っていただきたい。
 - (3) コストとベネフィットのバランスの観点からは、事務局提案の案(2)が望ましいと思われる。

- (4) 有価証券であれば有価証券明細票を作成する必要があるため、追加的にレベル 3 の金融商品を選定する必要があるものの、案(2)に対応できる実務が行われているのではないのか。これを前提とした上で、追加的な負荷がどの程度あるか考えるべきではないか。
- (5) 作成コストについて説明すると、キャッシュ・フロー計算書では、レベル区分はされておらず、期末時点のレベルを把握した上で期首に遡ったうえで購入などの変動を確認する必要がある。こうした作業にはシステムを構築することも考えられるが、案(2)よりも案(3)ではさらに精緻なシステムが必要となる。
8. また、第 137 回金融商品専門委員会では、以下の意見が聞かれている。
- (1) 案(3)を支持する。国際的な会計基準との整合性に加えて、案(2)から案(3)までの追加的なコストはさほど大きくないと思われるためである。また、連結キャッシュ・フロー計算書との整合性を根拠に挙げているが、多くの注記は基本財務諸表よりも詳細を求めることを踏まえれば、根拠として薄いのではないか。
- (2) 利用者にとってはグロスの情報があった方が望ましいという点はあるかも知れないが、作成者の観点からは案(1)から案(2)にすると作成コストが大幅に増加する。なお、案(2)から案(3)への増加はそれほど大きくないと思われる。案(1)でコストとベネフィットのバランスを取るということを再検討できないか。

(今回の追加的な分析)

9. 利用者からは案(2)に賛同する意見が聞かれているほか(第7項(3)参照)、作成者の一部からは国際的な整合性などの観点から案(3)を支持する意見が聞かれているもの(第8項(1)参照)、多数の作成者から、有用性とコストのバランスについて、次の理由から、案(1)が望ましいとの意見が聞かれている。
- (1) 案(1)と比較して、案(2)における追加的な情報の有用性が疑問である(第7項(1)及び(2)参照)。
- (2) 案(2)と比較して、案(1)では財務諸表の作成・検証のコストが大幅に削減される(第7項(1)及び第8項(2)参照)。
10. 仮に案(1)を採用する場合、IFRS 第 13 号の規定(案(3))と比較して、次の情報が開示情報から把握できなくなる。
- (1) 増加要因(購入及び発行)と減少要因(売却及び決済)が区別されないことから、期中に残高の増減を伴う投資活動がどの程度あったか

- (2) 増加要因の内訳（購入及び発行）が区別されないことから、他者から購入したのか、自社で発行したのか
 - (3) 減少要因の内訳（売却及び決済）が区別されないことから、能動的に売却を行ったのか、満期の到来により決済されたのか
11. ただし、仮に案(1)を採用する場合でも、調整表全体としては、少なくとも次の情報が開示され、損益項目による増減（(1)）、振替による増減（市場流動性を示唆、(2)及び(3)）、取引等による増減（(4)）の別にレベル3の金融商品の増減が把握できるため、一定の有用性は確保されると考えられる。
- (1) 当期純利益又はその他の包括利益に認識した利得又は損失の額
 - (2) レベル3からの振替額
 - (3) レベル3への振替額
 - (4) 購入、売却、発行及び決済の純額
12. これらの分析を踏まえ、コストとベネフィットのバランスから案(1)を公開草案で提案することとしてはどうか。ただし、審議において意見が分かれていることから、この点について明示的に質問項目を設けて広く意見を求めることとしてはどうか。

(提案)

13. 第9項から第12項までの検討を踏まえ、期首残高から期末残高の調整表については、次のとおり開示を求めることが考えられるがどうか。
- (1) 第4項の各変動理由のそれぞれの情報について、調整表において開示することを求める。ただし、購入、売却、発行及び決済額を個々に区別せず純額で開示することも認めることを公開草案で提案する。この点については、明示的に質問項目を設けて広く意見を求める。
 - (2) 一般的な重要性の適用による場合を除き、表形式によらない説明を認めるための特段の定めは設けない。一般的な重要性の適用により表形式によらない説明が認められるのは、レベル3の金融商品の残高の期首から期末までの変動の大部分が、単一の変動理由によって説明できる場合に限られる。

ディスカッション・ポイント

期首残高から期末残高の調整表に関して、聞かれた意見を踏まえた事務局の追加的な分析及び第13項の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

III. 金融商品時価開示適用指針の文案の検討

14. 以上の検討における提案に基づき修正した、金融商品時価開示適用指針第4-2項（新規追加）の文案は以下に示すとおりであり、その具体的な修正点は次のとおりである。

- (1) 第13項の提案に基づき、購入、売却、発行及び決済額を個々に区別せず純額で開示することも認める範囲を売買目的有価証券及びデリバティブ以外にも拡大するために、文案第4-2項(4)②から「売買目的有価証券及びデリバティブについては、」の文言を削除した。

下の文案では、第396回企業会計基準委員会及び第137回金融商品専門委員会において提示した金融商品時価開示適用指針における時価に関する開示を追加する文案からの削除を取消線で示し、追加を下線で示している。また、文中の（¶）は、IFRS第13号における項番号を表すものであり、最終的には削除するものである。

金融商品時価開示適用指針

4. 「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品会計基準第40-2項(2)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。
- (1) 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては注記を省略することができる。
- (中略)
- (3) デリバティブ取引については、(1)に加えて、取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとに、次の事項を注記する。
- ① ヘッジ会計が適用されていないもの
- ア 貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額
- イ 貸借対照表日における時価
- ウ 貸借対照表日における評価損益

なお、当該注記にあたっては、デリバティブ取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引等）による区分、市場取引とそれ以外の取引の区分、買付約定に係るものと売付約定に係るものの区分、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間による区分等の区分により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるように記載する。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ア 貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額

イ 貸借対照表日における時価

なお、当該注記にあたっては、ヘッジ会計の方法、デリバティブ取引の種類、ヘッジ対象の内容等の区分により、ヘッジ会計の状況が明瞭に示されるように記載する。また、イの注記にあたり、金利スワップの特例処理（金融商品会計基準（注14））及び為替予約等の振当処理（外貨建取引等会計処理基準注解（注7））。ただし、予定取引をヘッジ対象としている場合を除く。）については、ヘッジ対象と一体として、当該ヘッジ対象の時価に含めて注記することができる。

（中略）

4-2. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」（金融商品会計基準第40-2項(3)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

- (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、企業会計基準第XX号「時価の算定に関する会計基準（仮称）」第XX項に定めるレベル1の時価、レベル2の時価及びレベル3の時価（¶93(b)）を注記する。
- (2) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債ではないが、第4項(1)に従って貸借対照表日における時価が注記される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、企業会計基準第XX号「時価の算定に関する会計基準（仮称）」第XX項に定めるレベル1の時価、レベル2の時価及びレベル3の時価を注記する。（¶93(b)、97）
- (3) 第4項(1)に従って注記される貸借対照表日における時価がレベル2の時価又はレベル3の時価に区分される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、以下を注記する。
 - ① 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明（¶93(d)、97）
 - ② 時価の算定に用いる評価技法を変更した場合、その旨及び変更の理由（¶

93(d)、97)

(4) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、当該時価がレベル3の時価に区分される場合、適切な区分に基づき、以下を注記する。

① 時価の算定に用いた重要な観察できないインプット（企業会計基準第XX号「時価の算定に関する会計基準（仮称）」第XX項参照）に関する定量的情報

ただし、企業自身が観察できないインプットを作成していない場合（例えば、過去の取引又は第三者から入手した価格を調整せずに使用している場合）には、記載を要しない。（¶93(d)）

② 期首残高から期末残高への調整表（以下の当期中の変動額を区別して示す。）（¶93(e)、93(f)）

ア 当期の損益に計上した額及びその表示科目

イ 当期のその他の包括利益に計上した額及びその表示科目

ウ 購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額（ただし、売買目的有価証券及びデリバティブについては、これらの額の純額を示すこともできる。）

エ 他のレベルからレベル3への振替額及び当該振替の理由

オ レベル3から他のレベルへの振替額及び当該振替の理由

また、アに定める当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益及びその損益計算書における表示科目、並びにエ及びオの振替時点に関する方針を注記する。

③ レベル3の時価についての企業の評価プロセス（例えば、企業における評価の方針及び手続の決定方法や各期の時価の変動の分析方法等）の説明（¶93(g)）

④ ①の観察できないインプットを変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動する場合、観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

なお、当該観察できないインプットと他の観察できないインプットとの間に相関関係がある場合には、相関関係の内容及び当該相関関係を前提とすると観察できないインプットを変化させた場合の変動幅が異なる可能性があるのかどうかに関する説明を注記する。（¶93(h)(i)）

ディスカッション・ポイント

金融商品時価開示適用指針第4-2項（新規追加）の文案の修正について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以上